

長浜北部学校給食センター調理配送業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「長浜北部学校給食センター調理配送業務」にかかる契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 長浜北部学校給食センター調理配送業務
- (2) 業務内容 学校給食の調理業務、配缶業務、配送及び回収業務、洗浄業務
別紙「長浜北部学校給食センター調理配送業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。
- (3) 業務期間 令和8年8月1日から令和12年7月31日まで
ただし、契約締結後、令和8年7月31日までの間は準備期間とする。

3. 見積り上限額（4年間分合計）

見積り額の上限は、580,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5. スケジュール

公募開始	令和7年 9月 1日（月）	
現地説明会参加申込書受付期限	令和7年 9月11日（木）	午後5時まで
現地説明会	令和7年 9月13日（土）	午前10時から
質問書の受付期限	令和7年 9月19日（金）	午後5時まで
質問に対する回答（市ホームページ）	令和7年 9月30日（火）	予定
参加申込書の提出期限	令和7年10月 7日（火）	午後5時まで
参加資格審査結果の通知	令和7年10月14日（火）	
企画提案書等の提出期限	令和7年10月31日（金）	午後5時まで
ヒアリング審査	令和7年11月18日（火）	

6. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 令和7年度長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 長浜市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- (6) 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省制定の「学校給食衛生管理基準」等に基づき、委託業務を遂行できる者であること。
- (7) 平成27年4月以降で、1日3,000食以上かつ3年以上の学校給食調理施設での受託実績を有するとともに、学校給食のアレルギー除去食の調理業務を継続して3年以上実施した実績を有する者であること。
- (8) 長浜北部学校給食センター等との連絡・調整が速やかに行えるよう、滋賀県内に本社、支社、営業所、事業所のいずれかを本委託業務の委託開始までに有していること。
- (9) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に本委託業務の委託開始までに加入している者であること。
- (10) 上記（6）、（7）、（8）の要件を満たしている履行保証人を確保できる者であること。
- (11) 過去3年以内に、学校給食業務又は大量調理施設において、安全衛生管理上、調理業者の責任による重大な事故（食中毒や火災等）を起こしていない者であること。
- (12) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により営業許可の取消処分を受けていない者であること。また、取消処分の日から起算して2年を経過している者であること。

7. 現地説明会

(1) 日時及び場所

日時 令和7年9月13日（土）午前10時から正午まで

※受付開始 午前9時45分

場所 滋賀県長浜市高月町高月684番地1

長浜北部学校給食センター

(2) 参加人数

1事業所あたり3人以内とする。

(3) 持参物

調理場内の見学を希望する場合は、以下のものを持参すること。

ア 検便結果

現地説明会を開催する日から逆算して2週間以内に実施したもの

赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含む検査

※検査結果が陽性の場合は参加できない。

イ 白衣（上下）帽子、マスク、調理靴（下処理用、調理用）など調理場内で使用する清潔な着衣類

(4) 参加申込み

参加を希望する事業者は、現地説明会参加申込書（別紙1）を令和7年9月11日（木）午後5時までに長浜北部学校給食センターあて電子メールで提出すること。

電子メール hokubu-kyusyoku@city.nagahama.lg.jp

※電子メールの送信後、必ず電話等で送信した旨伝え、長浜北部学校給食センターにおいて着信したことを確認すること。

※現地説明会参加申込書を提出した者が欠席する場合は、令和7年9月12日（金）午後4時までに長浜北部学校給食センターへ電話連絡をすること。

(5) 留意事項

設備・機器等には手を触れないこと。また、設備・機器等の説明はしない。

見学にあたっては、長浜北部学校給食センターの指示に従うこと。

現地説明会の参加は任意とする。参加の有無は参加資格の確認審査（以下「参加資格審査」という。）に影響しない。

8. 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。

※電子メールの送信後、必ず電話等で送信した旨伝え、長浜北部学校給食センターにおいて着信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期 限 令和7年9月19日（金） 午後5時まで（必着）

(3) 提 出 先 長浜北部学校給食センター

電子メール hokubu-kyusyoku@city.nagahama.lg.jp

(4) 回答方法 長浜市のホームページで回答する。

(5) 回 答 日 令和7年9月30日（火）予定

9. 参加申込みの手続

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

①参加申込書（様式第2号）

②会社概要（様式任意：沿革・組織等がわかる書類）

③企業単体の貸借対照表及び損益決算書（直近3期分）

④契約書の写し等調理実績を有していることを証する書類

（6.（7）「平成27年4月以降で、1日3,000食以上かつ3年以上の学校給食調理施設での受託実績を有するとともに、学校給食のアレルギー除去食の調理業務を継続して3年以上実施した実績を有する者であること。」がわかる書類）

⑤製造物責任法に基づく生産物賠償責任保険に加入していること、又は本委託業務開始までに加入することを証する書類

⑥参加資格要件確認書（様式第2号の2）

(2) 提出期限

令和7年10月7日(火) 午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

長浜北部学校給食センター(下記16. 問い合わせ先のとおり)

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和7年10月14日(火)に電子メールで送信する。

10. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

参加資格審査結果通知書により提案者として認められた者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

①企画提案書等(様式第3号から第12号まで) 正本1部 副本12部

ア 審査にかかる提案書等提出書(様式第3号)

イ 企業理念(様式第4号)

ウ 経営状況(様式第5号)

エ 業務実績(様式第6号)

オ 危機管理体制(様式第7号)

カ 給食調理の人員体制(様式第8号)

キ 配送・回収の人員体制(様式第9号)

ク 衛生管理の体制(様式第10号)

ケ 職員研修・移行準備(様式第11号)

コ 提案内容の的確性(様式第12号)

②見積書(見積明細書含む)(様式第13号) 正本1部

(2) 企画提案書等の様式

①A4版用紙、横書き、左とじとし、ページ番号を付けること。

②企画提案書等(様式第4号～様式第12号)用紙すべてに記載すること。

③社名及び会社ロゴ等を表示しないこと。

(添付された写真、イラスト、履歴書の入社歴等にも記載しないこと。)

④メールアドレスは表示しないこと。

⑤会社所在地等の具体的な住所表示は、市区町村までとすること。

⑥調理従事者の個人名の記載など、事業者が判明できるような記載はしないこと。

(3) 提出期限

令和7年10月31日(金) 午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

長浜北部学校給食センター（下記 16. 問い合わせ先のとおり）

11. 審査方法及びヒアリング日程

(1) 審査方法・選定方法

候補者の選定にあたっては、長浜市北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、本要領及び仕様書等に基づき提出された審査にかかる企画提案書等により審査を行い、次のとおり候補者の選定を行う。

審査項目ごとの評価の視点、指標及び配点は、別添「審査項目」を参照すること。

- ①別添「長浜北部学校給食センター調理配送業務選定評価基準」の内容に基づく企画提案書の審査及び提案者からのヒアリングにより評価を行い、事業者評価、技術力評価、提案内容評価及び事業費評価の各評価点の選定委員会委員の平均点（1点未満の端数は切捨て）の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。
- ②最低基準は、事業費評価点を除く評価点 290 点（400 点－110 点）の 6 割とし、174 点未満の提案者は、受託候補者として選定しない。また、前述の基準のほか、技術力評価の各項目について、それぞれの評価点の 60% に満たない項目が 1 つでもある場合は、受託候補者として選定しない。
- ③提案者が 1 者のみの場合であっても前号の基準を満たしている場合は、受託候補者として選定する。
- ④評価点の平均の合計が同点の場合、以下の順で点数が高い者を受託候補者として選定する。
 - ア 技術力評価
 - イ 提案内容評価
 - ウ 事業費評価
- ⑤受託候補者との契約手続きにおいて、その成立に至らなかった場合、(1) の審査における次順位以下の提案者と順次協議を行い、合意に達したものを契約の相手方とする。

(2) ヒアリングの評価基準

選定委員会の審査においては、次のとおり提案者からヒアリングを行い、提案内容を総合的に審査する。なお、ヒアリングは次のとおり実施する。

- ①ヒアリング日程は、令和 7 年 11 月 18 日(火)を予定している。
時間や場所等の詳細については、別途連絡する。
- ②提案者あたりの説明時間は提案者の自己紹介等を含み 20 分以内とし、質疑応答は、10 分程度とする。
- ③審査は、提出された企画提案書等に基づいて審査する。
- ④複数の提案者がいる場合の説明の順番は、企画提案書等を受け付けた順とする。
- ⑤提案者が 1 者であっても、本公募型プロポーザルは成立するものとする。
※会場には、こちらで電源、プロジェクター、スクリーンを用意する。
※その他、パソコンなどプレゼンテーションに必要な機材等は提案者で用意するこ

と。

1 2. 審査結果

- (1) 通知方法 ヒアリング審査を受けたすべての申請者に電子メールにて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年12月上旬（予定）

1 3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等の提出は1者につき1提案とする。

1 4. 情報公開及び提供

市は、提案者から提出された企画提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 5. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第14号）を長浜北部学校給食センター（下記16. 問い合わせ先）あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ①参加資格要件を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の

条件に適合しない書類の提出があった場合

④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

⑤ヒアリング審査を正当な理由なく欠席した場合

⑥見積書の金額が見積上限額を超過した場合

⑦提案審査において最低基準点が設定された際、その最低基準点を評価点が下回った場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、企画提案書等を作成した者に帰属する。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16. 問い合わせ先

長浜北部学校給食センター

〒529-0241 滋賀県長浜市高月町高月684番地1

電話 0749-85-2001

電子メール hokubu-kyusyoku@city.nagahama.lg.jp

(別記)

提出書類一覧表

様式のサイズはA4判とする。(添付様式が認められているものもA4判とする。)

提出部数は、様式第2号及び様式第2号の2については正本1部、様式第3号から第12号については正本1部、副本12部、様式第13号については正本1部とする。

副本については、正本のコピーで可とする。

なお、各様式の設問において、記載事項がない場合も、空欄のままにせず「該当なし」などの表記を必ず行うこと。

様 式	名 称
別紙1	現地説明会参加申込書
様式第1号	質問書
様式第2号	参加申込書
様式第2号の2	参加資格要件確認書
様式第3号	審査にかかる提案書等提出書
様式第4号	企業理念に関する説明書
様式第5号	経営状況に関する説明書
様式第6号	業務実績に関する説明書
様式第7号	危機管理体制に関する提案書
様式第8号	給食調理の人員体制に関する提案書
様式第9号	配送・回収の人員体制に関する提案書
様式第10号	衛生管理の体制に関する提案書
様式第11号	職員研修、移行準備等に関する提案書
様式第12号	提案内容の的確性に関する提案書
様式第13号	見積書
様式第14号	辞退届

【長浜北部学校給食センター調理配送業務 評価基準】

評価項目及び配点

	評価項目	評価の視点	指標	配点
① 事業者評価	企業理念	当該業務の趣旨と合致しているか	企画提案書（様式第4号） ・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理業務に取り組む意欲	20点
		学校給食の意義を理解しているか		
		当該業務の事業展開の発展性はあるか		
② 技術力評価	経営状況	経営規模の妥当性	企画提案書（様式第5号） 決算書等 ・財政の健全性（自己資本比率等） ・受注件数 ・受注金額 ・技術者数	20点
		業務遂行体制の妥当性		
③ 危機管理評価	業務実績	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	企画提案書（様式第6号） ・学校給食調理業務受託実績（自校調理方式、学校給食センター方式） ・調理配送業務一括受託実績 ・アレルギー食の対応実績	30点
④ 安全衛生評価	危機管理体制	事故防止対策は十分か	企画提案書（様式第7号） ・災害・調理事故・異物混入等発生時の対処体制及び防止対策 ・長浜南部学校給食センターの給食停止の場合の支援協力体制 ・製造物賠償責任保険（PL保険）等の損害賠償制度の加入のグレード ・安全・安心の信頼度（食中毒等の発生時対応）	50点
		事故発生時の対応は十分か		
⑤ 環境配慮評価	給食調理人員体制（円滑な実施）	給食調理業務に関して適切な業務をできる実施体制か	企画提案書（様式第8号） ・労働安全管理に対する考え方 ・調理業務責任者、副責任者等の配置 ・配置者の資格 ・地元からの採用 ・継続的な雇用の方針 ・勤務体制、勤務ローテーション ・各業務主任不在時における業務体制 ・業務の引継ぎ、属人化防止方法 ・従事者の休暇等における代員確保体制 ・調理作業工程表・動線図 ・熱中症対策	30点
		地元採用の優先制		

	配送・回収人員体制 (円滑な実施)	配送回収に関して適切な業務をできる実施体制か 地元採用の優先制	企画提案書（様式第9号） ・労働安全管理に対する考え方 ・配送業務責任者の配置 ・地元からの採用 ・継続的な雇用の方針 ・勤務体制、勤務ローテーション ・業務の引継ぎ、属人化防止方法 ・従事者の休暇等における代員確保体制 ・安全運転教育 ・事故発生時の対応（バックアップ体制）	30点
	衛生管理の体制	衛生管理体制は十分か	企画提案書（様式第10号） ・事業者としての衛生管理対策及び食中毒防止対策 ・従事者の健康管理体制 ・報告、連絡、責任体制	50点
	職員研修、移行準備等	従事者に対する研修体制、研修計画は十分か	企画提案書（様式第11号） ・調理従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの職員研修計画 ・職員育成方針及び職員研修体制	30点
③ 提案内容評価	提案内容の的確性	方針、体制は業務要求水準を充足しているか	企画提案書（様式第12号） ・学校給食の専門性、サービス水準、安定的な提供に関する実施方針 ・安全衛生管理体制 ・アレルギー食対応の方針 ・市の地産地消の取組に対する理解、協力体制 ・残菜の減少に向けた取組 ・光熱水費の削減に向けた取組 ・市が必要とする資料提供への協力	30点
		提案内容は具体的か		
		実現性があるか		
④ 事業費評価	受託コスト	見積り額、見積書の内容は妥当か	見積書（様式第13号） ・見積り金額 ・経費の内訳 ・コストの削減	110点
合計				400点

※事業費評価の受託コストについては下記のとおり配点する。（小数点第3位四捨五入）

$$\left[1 - \frac{\text{参加者の見積り金額}}{\text{見積り限度額}} \right] \times 110 \text{点（事業費評価にかかる得点配分）}$$

※最低基準点の設定

①事業者評価（70点） ②技術力評価（190点） ③提案内容評価（30点）の合計点（290点）中174点

②技術力評価の各項目の評価点が、すべて60%以上